平成２８年（フ）第４５２５号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番９号
債務者　松川運送ことタヴェルナソライアこと　松川　直裕
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５２号
大阪府茨木市太田２―10―31―103　北美帆子方、住民票上の住所大阪府茨木市中総持寺町８番１号　山口文化　203号
債務者　伊藤　勝二
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９８号
大阪府東大阪市北石切町13番５号
債務者　金田　秀成
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財家　庄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２５号
北九州市若松区本町３丁目５番13―605号
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６５３号
北九州市小倉南区中曽根１丁目８番19号（E棟102）
債務者　竹川健太郎
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７２号
函館市湯川町３丁目４番１号　ハイツ浜202号
債務者　木村　好実
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３号
函館市大手町13番８―908号　メゾン・ド・デトロワ
債務者　前田　浩之
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５３８号
埼玉県富士見市上沢１丁目３番６号　テンプレース205
債務者　内藤　浩一
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
北海道根室市有磯町２丁目25番地　江村精神科内科病院内
債務者　小山　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１３７９号
埼玉県川口市西川口４丁目６番33号　コンフォートマンション西川口305号、旧住所埼玉県川口市西青木１丁目11番５号　パッション西川口202号
債務者　梅田佐智子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３６号
さいたま市岩槻区愛宕町５番２号　ジョイハイツ101号室
債務者　宗像ひとみ（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
埼玉県越谷市東大沢５丁目６番地３　リバーサイド越谷203
債務者　石井　長子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
埼玉県春日部市八丁目209番地16
債務者　柳田伊津子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
埼玉県吉川市大字保428番地３、旧住所埼玉県三郷市東町357番地２　サンクレイドル三郷ファーストスクエア404号
債務者　橋本　久彦
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地　埼玉医大
債務者　鈴木　彩香
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０１号
静岡県富士市伝法3738番地の１　コーポラス井出２－Ｂ号
債務者　平林　志美
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋１丁目３番23号　ヒラマツコーポＣ－１
債務者　井上　郁恵
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係